

中野市総合観光パンフレット制作業務に係る公募型プロポーザル審査要領

1 目的

本要領は、中野市総合観光パンフレット制作業務（以下「本業務」という。）に係る公募型プロポーザルにおける最適候補者及び次点者の選定にあたり、本業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

2 審査委員会

最適候補者及び次点者の選定は、本業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

なお、審査委員会の審査委員は、審査の公平・公正性を確保するため、審査結果に併せて公表するものとする。

3 参加資格の確認

中野市（以下「市」という。）は、参加表明者から提出された参加表明書に基づき、参加資格の適格を確認し、審査委員会に報告するものとする。

4 評価点

審査委員会は、事業者の企画提案書、業務実施体制、企画提案価格から評価点を算定する。審査委員一人当たりの配点及び評価項目は次表のとおりとする。

配点及び評価項目

大項目	配点	中項目	小項目	配点
1 企画提案能力	165	(1) コンセプト (基本要件)	①表紙 見る人に強い印象を与え、市の魅力を十分にアピールできる デザインであるか。	30
			②冊子内容 「総合観光パンフレット」という観点で制作されているか。 見る人が中野市へ来たいと感じる内容となっているか。	30
		(2) 制作技術	制作趣旨・業務内容を効果的に表現できるデザイン技術・手法をもち、魅力的な成果物を制作できるか。 また、書類の作成においても優れた能力がみられるか。	25
		(3) 地域理解度	中野市の地域理解度はあるか。	20
		(4) 独自提案	提案内容に創意工夫がみられ、提案者の強みを生かした独自性はあるか。 二次使用等に関する独自提案はあるか。	30
		(5) 構成	ページ構成、情報量、写真・イラストの量は適当で効果が高いと考えられるか。	20
		(6) 業務内容の理解度・意欲	理解度、取組意欲、熱意、積極性等	10
2 実施体制	30	(1) 実施体制	会社概要、スタッフ体制が、本業務を確実に遂行できる体制となっているか。	10
		(2) 実施方法	期間内に完了するため、実行可能な実施スケジュールであり、業務の進め方、実施内容、実施手法、実施的提案に具体性があり、実現可能なものであるか。	10
		(3) 類似業務の実績	過去5年間の業務実績は評価できるか。	10
3 提案価格	5	提案価格	提案価格に対する最低提案価格の比率	5

5 評価方法及び手順

(1) 評価点

各項目の評価点は、各審査委員の評価点の合計とする。

(2) 評価点が基準に満たない場合の取扱い

業務の確実な履行を確保するため、企画提案評価の小項目に0点の項目がある場合は失格とする場合がある。

(3) 提案価格評価

① 企画提案者の提案価格見積書の封書を審査委員長が開封し、全審査委員により提案価格見積書の金額を確認するものとする。

② 次により評価点を算出する。

提案価格評価点＝配点×最低提案価格／当該企画提案者の提案価格

6 最適候補者及び次点者の選定

(1) 審査委員会は、評価点が最も高い者を最適候補者、次に高い者を次点者として選定する。

(2) 評価点が同点の場合は、企画提案点が高い者を上位とする。

(3) 上記(2)においても同点の場合は、審査委員会の協議により選定するものとする。

7 最適候補者及び次点者の決定

市は、審査委員会の選定の結果を受けて最適候補者及び次点者を決定し、最適候補者及び次点者に通知する。また、結果については令和5年12月13日に市公式ホームページで公表する。